

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和7年2月25日第19回中種子町農業委員会総会を中央公民館小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

牧瀬一典・鮫島安平・田中義人・中崎和行  
梶原誠・上妻廣美・中島秀人・中島真実  
永浜三津子・鎌田正司・濱脇嘉則

3. 欠席委員

藤田幸司・森山昭市

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明願い申請について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

日程 第8 承認第3号 令和7年標準農作業料金(案)について

日程 第9 承認第4号 地域計画(案)について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和7年第19回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、1番藤田委員及び6番森山委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番中島委員、11番中島委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明致します。所有権移転2件、筆数2筆、面積2,320㎡。全て畑となります。使用貸借1件、筆数1筆、面積4,999㎡。こちらも全て畑となります。合計件数3件、筆数3筆、面積7,319㎡、全て畑となります。この件につきまして、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。委員の皆様のご審議を、宜しく申し上げます。

(議長)順位1について、担当調査委員の11番中島委員から説明をお願いします。

(11番委員)はい。11番中島です。議案第1号順位1について説明致します。去る2月5日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇、地目畑、面積〇〇㎡です。譲渡人の住所が中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人が、住所中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が〇への贈与で、譲受人が〇〇から受贈で経営開始です。場所については、資料の3ページをお願いします。〇〇道〇〇線を〇〇〇〇の手前の方を右に曲がって、またそれを左に曲がったところになります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の11番中島委員からの説明をお願いします。

(11番委員)はい、議案第1号順位2について説明致します。去る2月7日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇、地目畑、面積〇〇㎡です。譲渡人が、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人の住所が、中種子町〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈です。譲渡人と譲受人の関係は〇〇です。場所については、資料の3ページをお願いします。〇〇グラウンドの方から〇〇〇〇に向かう途中の道、50m程行ったところになります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の9番上妻委員からの説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番上妻です。議案第1号順位3について説明致します。去る2月13日、

〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-〇、地目畑、面積〇〇㎡です。貸人、〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さん。借人、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望で、借人が経営開始です。貸人と借人の関係は〇〇です。場所については、資料の4ページを見てください。〇〇道〇〇線を〇〇に向かっていきますと、〇〇〇〇センターより100m行きますと、右側に〇〇〇〇さん、〇〇さん〇〇〇〇さんの〇〇があります。その上の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願いを致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件、貸借権1件については、許可することに決定しました。次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の7ページをお願い致します。議案第2号「農地法第5条申請について」順位1について説明致します。譲受人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇。譲渡人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん、中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん、〇〇市〇〇〇〇町〇丁目〇番地、〇〇〇〇さん、〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇です。申請地大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇番地〇、地目畑、地積〇〇㎡です。転用目的は一般住宅の建築となっております。申請理由は、申請人は現在借家住まいで、手狭なため一般申請地に住宅を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地外、第2種農地、その他の農地と考えます。棟数面積等につきましては、居宅で〇〇㎡です。金融機関からの融資証明書も添付されており、実現性は有りと思われま。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査員の11番中島委員からの説明をお願いします。

(11番委員)はい。11番中島です。議案第2号農地法第5条申請順位1について説明致します。この案件につきましては、先般2月10日9時50分より、浜脇会長、鮫島委員、松原推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立ち会いの下現地調査を実施しました。場所は、〇〇〇〇の前の道を入った100m程行ったところになります。申請人は現在借家住まいをしています。子供も成長し手狭になったことから申請地に住宅を建築したいというものです。申請地は北・南・西側に住宅があり東側は道路に面しています。建設工事の際には付近に被害の無いよう十分に注意するという被害防除計画及び誓約書が添付されています。一般住宅の許可面積500㎡を超過していますが、土地の形状や残地を考慮すると農地としての効率が悪いので、

現状のまま利用したいという理由書が添付されています。資金についても、金融機関の融資証明書が添付されています。現地で検討した結果支障は無いと思われ  
ます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可する  
ことにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、  
許可することに決定しました。次に日程第5議案第3号「非農地証明願いにつ  
いて」を議題とします。順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の8ページをお願い致します。議案第3号「非農地証明願いにつ  
いて」順位1について説明致します。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇番〇、  
地目畑、地積〇〇㎡。申請人、〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇。申  
請理由は、土地登記簿の地目は畑ではありますが、平成〇年から耕地として利用せ  
ず現況は〇となっているというものです。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番鮫島です。議案第3号順位1について説明致します。この案件につ  
きましては、先般2月10日午前9時30分より、浜脇会長、中島委員、松原推進委  
員、事務局、申請人の〇〇、〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を実施しまし  
た。場所については、〇〇集落、〇〇〇〇の隣の道を東の方に約500mから600m  
程入った一番隅っこの農地でございます。申請理由は、登記簿地目は畑でありま  
すが、平成〇年以前から耕地として利用せず現況は〇となっているというもので  
す。この申請となりました。耕作しなくなって〇年以上たっていることから非農  
地が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上で  
す。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。続いて順位2について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の9ページをお願い致します。議案第3号「非農地証明願い」順位2  
について説明致します。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇番、地目畑、  
地積〇〇㎡。申請人、〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地。申請理由は、  
土地登記簿の地目は畑ではありますが、平成〇年以前から耕地として利用せず現況  
は〇〇となっているというものです。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)順位2について、担当調査員の2番牧瀬委員からの説明をお願いします。

(2番委員)2番牧瀬です。議案第3号順位2について説明致します。この案件につしまし

ては、先般2月10日午前10時20分より、浜協会長、藤田委員、宮園推進委員、事務局、申請人の〇〇の〇〇〇〇さん立ち会いの下現地調査を実施しました。場所は、〇〇〇〇から〇〇小学校方面に通学路を200m程行ったところに、〇〇〇〇さん宅があります。その裏側が申請地となります。申請理由は、登記簿地目は畑ですが、平成〇年以前から耕地として利用せず現況は〇〇となっており、この申請となりました。耕作しなくなつて〇年以上たっていることから非農地が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定しました。次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の10ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和7年2月28日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更につきましては、件数4件、筆数7筆、変更面積11,130㎡、契約年数6年から10年間の合意解約となります。詳細につきましては、資料の13ページから20ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の21ページをお開きください。承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画について」説明致します。令和7年2月28日を公告日とする利用権設定、所有権移転4件、筆数7筆、貸借権12件、筆数18筆、面積71,455㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については資料の28ページから55ページに添付してあります。なお、今回の貸借権順位5から16位の利用権につきましては、中間管理事業法の集積一括方式による貸借です。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長) これから所有権移転順位1から利用権設定順位14について審議を行います。質疑

・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位1から順位14については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の順位1から順位14については、承認することに決定しました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○番〇〇委員の退室をお願いします。これから利用権設定順位15について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位15については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の順位15については、承認することに決定しました。委員の入室をお願いします。引き続き貸借権順位16について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位16については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位16については、承認することに決定しました。次に日程第8 承認第3号「令和7年標準農作業料金(案)について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)事務局です。資料の一番最後をお開きください。承認第3号についてご説明します。2月10日に農業公社にて行われた標準農作業料金の話し合いに提出したものを案として提示します。令和7年度の変更点につきまして赤の文字で記載しております。変更分のみについてご説明します。内容については、事務局長にお願いしたいと思います。

(事務局長)議長。

(議長)事務局長どうぞ。

(事務局長)係長からありましたとおり、変更箇所のみ説明させていただきます。一般農作業料ですが、鹿児島県の最低賃金が、昨年10月6日から改定されたことにより1時間953円となり、最低賃金を下回らない設定をしております。したがって、8時間で7,627円となっております。大型ホイルトラクターの料金で、プラウ後についても1,100円増しを加えております。ブロードキャスター、ライムソワの備欄ですが、資材投入は原則本人が投入することになっておりますが、作業者が投入する場合の金額を記載しております。きびの畝切り作業欄ですが、「2

連ロータリー作業」という文言を削除し、金額も公社料金に合わせて変更しています。防除作業の備考欄については、農業公社に相談することは可能ということで表記の変更をしました。水稻の畦ぬり機については、南種子に聞いて金額の変更をしております。水稻育苗については公社料金に合わせて変更しています。コンバインについても公社料金に合わせての変更となります。賃借料情報については、令和6年中の賃借情報を基にしておりますが、田の未整備地区につきましては、昨年度より1,000円下げしております。後は今年度と比較して増減がほとんど変わらないことから、今年度と同額となっております。最後に、関係団体についてこれまで「中種子町技術員連絡協議会」の標記がなされていましたが、実際は技連会に諮ることはしておりませんので、標記から削除したいと思います。以上で説明を終わります。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(13番委員)はい。

(議長)13番お願いします。

(13番委員)13番鎌田です。以前も聞いたことがあったと思うんですが、田の畦ぬりについて、公社はしないと聞いたのですが、するようになったのですか。

(事務局長)はい。

(議長)事務局長、お願いします。

(事務局長)公社はやっていません。申し出があった場合は町内の業者に依頼をするということでしたが、昨年は実績は無かったようです。

(議長)補足します。中種子にはそのような取引の実態はなく、南種子町にお願いして南種子町の人にしてもらうので、このような料金にしたいということでした。

(13番委員)わかりました。

(議長)他に何かご意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「令和7年標準農作業料金(案)について」については、承認することに決定しました。ここで、しばらく休憩したいと思います。

(議長)全員お揃いですので、議事を再開したいと思います。次に日程第9承認第4号「地域計画(案)に伴う承認について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)昨年地域計画について、皆さんにご協力をいただいて会を開いたところです。その資料を農林水産課の石堂係長の方から詳しく説明いただきたいと思います。

(石堂係長)皆さんおはようございます。農林水産課の石堂です。地域計画についてはご協力いただきありがとうございます。やっとここまで資料も作ることが出来て、農業委員会、土地改良区、農協、中間管理機構へ意見を紹介し、回答を待っているところです。意見の徴収が終われば2週間の公告、3月末に地域計画の策定、

そしてまた公告を行う予定としておりますので、また今後ともよろしくお願ひします。地域計画の中身につきましては、各地区で意見がいろいろありましたので、内容を記載しております。今年度は地域計画策定、今後は令和16年度、10年後に向けて徐々に完成に向けていくこととなりますので、その際またご協力いただければと思います。今回、町内9地区策定しておりますので、1つの地区、星原地区を基に説明させていただきます。それでは説明をいたします。1の括弧1地域内の区域の状況です。農用地内の面積、括弧農業上の利用が行われる農用地等の区域の面積は347.4haとなります。これは白地を含めた総面積となっております。ここに田の面積、畑の面積等細々記載しておりますが、これは委託事業者の方でシステムにより計算により算出しておりますので、その面積を記載しております。その下となります。括弧2地域農業の現状及び課題です。少し読み上げて説明いたします。町内でも高齢化率が高い地区で、担い手不足が深刻であります。中心経営体も高齢化してきており、アンケート結果では、規模拡大、現状維持で4割を占めており、農地を維持が難しくなることが予想されております。農地の現状としましては、未整備の広い農地や土壌の良い農地はあるものの、農地への入り口や農道等の整備がされていないところが多いです。また、基盤整備地区でも表土が流出し、岩盤が露出している圃場も見られ、未相続農地や不在地主の農地も多くあります。また、さとうきびの収穫作業を種子島農業公社等に委託を進めていますが、人員不足により作業受託も厳しく、各生産組合も高齢化や人員不足等により作業受託は限界にきています。今後も耕作を継続しようとしていますが、年々、農地保全が厳しく、担い手や後継者の確保が大きな課題となっております。ここに記載している内容は、9地区協議の場が終わった後にいろんな意見が出まして、総合的にここに、出た意見をまとめた形で各9地区、全て、ニュアンスが違うところもありますが、ほとんど同じような内容で記載しております。今後ここに書いている内容を10年かけて細かくブラッシュアップして中身を精査していきますので、今年度は少し広い範囲で記載をしているところです。その次です。括弧3地域における農業の将来のあり方です。ここですね、さとうきびと原料用甘藷、水稻を基本とし、ブロッコリーや馬鈴薯等の生産拡大を図るとともに、収益性の高い作物の導入も検討していきます。また、肉用牛・乳用牛の飼料用作物の生産による土地利用も図ります。現状では、地域内の中心経営体、認定農業者や農業法人等が耕作している農地が多いですが、今後の地域農業を担う中心経営体、認定農業者等への条件の合う農地は集積していき、地域全体で支える仕組み作りを目標とします。また、兼業農家ではありますが、将来的に中心経営体になると思われる農家には農地を徐々に集積していく。今後も、耕作条件の良くない農地を整備するよりも、現在の優良農地を守り、耕作を継続していきます。星原地区はですね、今後もとということがですね、わりと、農地が、人も少ないということで、優良農地を守っていきましょうという意見がありましたので、ちょっと星原校区につきましては、ここをちょっと追加で記載しているところです。今後も、さとうきびと澱粉原料用甘藷以外にも収益性の高い作物の導入も検討した方がいいんじゃないかと、野間地区で意見も出ましたので、そういうこともこ



ここに記載しております。やはり人が減っていく、農業者が減っていくので、兼業農家も含め耕作が出来る人に、耕作が出来る人を含めて地域全体で支えた方がいいんじゃないかなという意見もありましたので、そういう文言をここで記載しています。後、次になりますが、2農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標についてですが、括弧2担い手に対する農用地の集積に関する目標ですが、星原地区はですね、現状は、今わかっている集積率は32パーセントです。他の地区は40・50ちょっとありましたけど、耕作者が少ないのかなという所でした。これを80パーセントという目標を掲げています。なぜかといいますと、補助事業の採択要件がほとんど80パーセントとなっていますので、補助事業のことを考えますと80パーの目標値がいいんじゃないかなということで、80パーセントの目標値で今年度は設定しております。3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置についてであります。括弧1農用地の集積、集団化の取組としましては、地域の農業者の高齢化により離農が予想されます。集落での話し合い、国の方も言いますが、話し合いを基に地域内外の担い手や希望者を中心に農地の集積を図ります。また、農業委員や農地利用最適化推進委員とともに連携を図っていきます。というふうにここに記載しています。2や3につきましても、農地中間管理事業を活用した農地の貸し借り、また基盤整備の取り組みなどここに記載しております。括弧4多様な経営体の確保・育成の取り組みなど記載しております。ここでも記載しておりますが、この文言等は地域計画の協議の場で話した内容ですので、どの地区も同じようにここは記載しています。国としても中間管理をとおして貸し借り、基盤整備等しながら担い手を確保してくださいという通達とかありますので、そういう流れでここは記載しております。次の4の地域内の農業を担う者一覧なんですが、これは目標地図に位置づけるものとなります。左の方の認定農業者、認定農業法人、基準到達者、認定新規就農者、あと今年度は利用者、耕作者になりますが、その区分で記載をしております。主に、令和5年度の作物です。さとうきびや甘藷、水稻など、ブロッコリーも含め、作付けの実績に基づいてこのメンバーを拾い上げているところです。まだまだここに書いていない人もいますので、ここは毎年更新の作業をして耕作している人を確定してしていく作業を進めていく予定としておりますが、現段階でわかっている人をここには記載しております。目標地図ですが、農業委員会のシステムに入力されている耕作者情報を基に地域内の農業を担う者一覧と農地を結びつけています。この地図をちょっと見ていただきたいと思うんですけど、白い所はちょっと誰が耕作しているか、今分からない状態になっております。このABCDEとか担い手の横のと地図はリンクしていく作業を今後出てきて、今は分かっている範囲でABCDEの人はこの土地に作っているんじゃないかなという情報を入れていきます。これがなかなかやっかいで、その情報を入れていかないとこの白い場所が色が付かないというふうになっていきますので、ここは10年かけてやっていく作業は大変じゃないかなって今思っているところです。地図と計画を10年かけてやっていきたいと思います。なかなかですね、名義を変えていない方もいたり、親名義や

奥さん名義や夫の名義の人で耕作している人もいたり、相対の人もいたりしますので、なかなか地図と人が合わないというのが現状になっております。今後につきましては、農林水産課の方で計画をまた見直ししながら、人をまた増やしたりとか、作る人も代わってきますので、そこら辺を精査していき、今後の目標も話し合いをしながら変えていく作業を行っていきたいと思っております。たぶん農業委員会の方でも目標地図の作成となりますので、農地の耕作者の確定の作業とかが出てくるんじゃないかと今思っています。これも10年掛けてやっていくことになりますので、令和16年度に向けて、この白い所をあてていくような人が出てくるような流れで、目標を80パーにしているところです。80パーにしないと補助事業の絡みが出てきますので、西も南も、どこも80パーで設定しておるところです。これが今回の地域計画の概要になります。この意見が出てきたら、公告など手続きに私たちの方で入りたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

(議長)ありがとうございます。これから審議を行いたいと思います。質疑・ご意見はありませんか。

(7番委員)よろしいですか。

(議長)7番中崎委員どうぞ。

(7番委員)10年かけて白いところを色塗りしていくと言っていたけど、今現状で借りている人も10年後は代わっている人が沢山出てくるが。

(石堂係長)今自分たちが会とかで聞いても、60歳・70歳で作っている人たちが多いいんじゃないかなと、人も多いいので。その人達が10年たてばしなくなるんじゃないかなと。協議の場で、野間下だったんですけど、60歳に今度なる人が10年後70歳に、「俺もゆっくりさせてくれと、ちょっとできんど」というゆうような意見も出ました。今色を塗ってますけど、これが減る可能性もあるんじゃないかなと、人がいない関係で。そういう所も国としても、そうだけど少しでも人を増やすなり、法人とかに集積するなり、そういうのを進めてくださいと今のところは。ただ法が、ちょっと中身が変わるかもだけど、現段階ではちょっと無理です。

(7番委員)実際に、名義の代わっていない土地も、それを簡素化して今居る人に名義変更が出来るような制度とか、そういうのを作っていけば名義変更ももうちょっと簡単になるんだけど、じいちゃん・ばあちゃんの名義となると大変な手間がかかる。だから皆しないのだと思うけど、そういう所もちょっとづつ変えていって、名義が変わっていけば、手続きも簡単になると思う。

(石堂係長)名義変更について、前から相談とか要望があるので、国には言っているんですけど、法改正とか行きついていない。ここは、私たちも県に伝えておきます。

(12番委員)はい。

(議長)12番どうぞ。

(12番委員)名義変更については義務化となったんですけど、全然法改正がなされて無くて出来ない状態で、そのところを国に動かしてもらわないと、2・3年以上になったら全然お金がかかって出来ないという相談も受けたりするんですけど、義務化という形だけで、国にも動いてもらわないと名義は変わらない。名義が変わってないと、中間管理を利用できないという事で。親の代ぐらいただったら半数以上

の承認でどうにか出来るんですけど、じいさん名義だとそれも出来ないんで、そうゆうところも、利用してくださいという割にはなかなか進んでないところがあると思いますので、よろしくお願いします。

(議長)一つ教えてください。これはさとうきびの生産台帳とかがあると思うんですけど、それとリンクしているんですか。

(石堂係長)それも出てるんですけど、間違いが多いんですね。たとえば、農家のA団地で作っているその人は、実際はBとかCとか、面積も違ったりとか、そういうのはかなりありますね。だから、今地籍が終わっているところは、本当はデータとリンクしておけば一番良いと思うんですけど、向こうは向こうのデータで走っているんで、本当はそれが合致した方が良いと思いました、今回の調査してみて。全然違うところにあったりとか、ありましたね、この字が別な字にあったりとか。

(7番委員)農家も3反の畑の外周部を作らないことにより2反5畝で申告したりしている。そうゆう感じで台帳と違ったりしてきている。

(議長)他に質疑はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑は無いということでこれから採決したいと思います。承認第4号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第4号「地域計画(案)に伴う承認について」については、承認することに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和7年第19回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。